

# 経営相談 Q & A

## 商標・商標権の概要

Q

当社はプラスチック製品製造を手掛ける中小企業です。商品に付加価値を付け価格競争力を上げるために、自社ブランドの立ち上げを検討しています。自社ブランドは商標で保護をすることも考えているのですが、商標や商標権の概要を教えてくださいませんか？

A

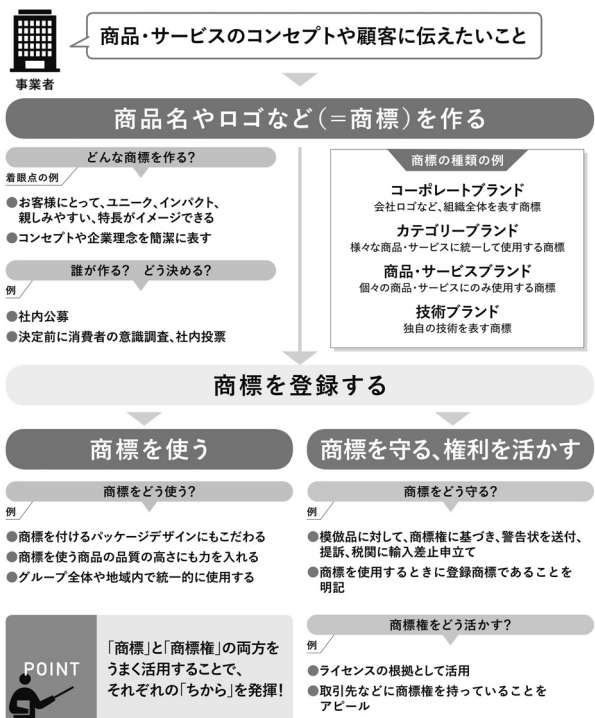
「商標」は、事業者等が、自分の取り扱う商品・サービスを他人のものとは区別するために使用する文字や図形等のマークのことです。

商標は戦略的に活用すると、ビジネスの強い武器になる可能性もあります。

特許庁が2019年3月に『事例から学ぶ 商標活用ガイド』を公表しましたので、それを参考に商標及び商標権の概要をご説明します。

### 1. 商標・商標権の概要

#### (1) 商標・商標権の全体像



(資料出所) 特許庁『商標活用ガイド』(以下同じ)

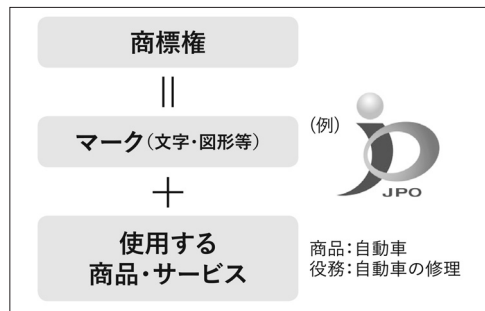
#### (2) 商標の力

消費者は、商標を通じて自分の購入したい商品やサービスを判断しています。そして、消費者が感じた商品・サービスへの信頼感や好意が商標に蓄積されていきます。その結果、「商標の力」はどんどん強くなっていきます。

モノやサービスがあふれる時代に、商標の果たす役割はますます大きくなっています。

#### (3) 商標権の力

商標権は、マークとそれを使用する商品・サービス(役務)との組み合わせから構成されます。ただし、マークが同じでも類似しない商品・サービスに使う場合までは商標権の効力は及びません。



商標権の効力が及ぶ範囲	商品・サービス		
	同一	類似	非類似
同一	◎	○	×
類似	○	○	×
非類似	×	×	×

◎自分が登録商標を独占的に使用できる権利(専有権)  
○他人の使用を排除できる権利(禁止権)

上の表で◎の範囲(専有権の範囲)については、

自分が独占的に使用するだけでなく、他人に有償又は無償で使用させる（ライセンスする）ことも可能です。

商標権を取得すると、他人が紛らわしい商標（マークも同一・類似で、使う商品・サービスも同一・類似）を商標登録したり、無断で使用したりすることを防ぐことができます（使用差止・損害賠償請求、税関における輸入差止や警察による取締りの対象となる）。

逆に言うと、大切な商標は商標権で保護しておかないと、他者が先に商標登録して販売中止等を命じられるリスクがあります。商標は、「どちらが先に使い始めたか」ではなく、「どちらが先に商標登録出願をしたか」が法的に重視されるためです。

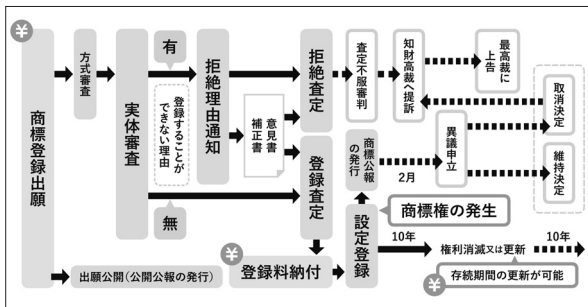
なお、商標権の効力は海外には及びません。海外でも商標を保護したい場合は、保護が必要な国において商標権の取得が必要です。

## 2. 商標権取得までの流れ

### (1) 概要

商標登録のためには、特許庁に商標登録の出願をし、審査に通ることが必要です。ただし、出願すれば必ず登録になるわけではなく、一定の要件を満たしているもののみ登録可能です。

なお、商標権の存続期間は何度でも更新可能で、信頼が蓄積した商標を半永久的に使用し続けることができます。



### (2) 商標出願の手続き

出願前や使用前には、既に登録・出願されている商標の調査を行う必要があります。他人が既に

似ている商標を登録・出願している場合には、登録を受けられないだけでなく、無断で使うと商標権の侵害となる可能性もあるためです。その際、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を使用して自力で検索することも可能です。

### (3) 願書の作成

商品・サービスに使用する商標が決まったら、願書を作成します。書類の書き方や様式は、『知的財産相談・支援ポータルサイト』のウェブサイト参照してください。

出願方法は、「①オンラインで出願する方法、②紙で特許庁の窓口を持参する方法、③紙で特許庁に郵送する方法」の3種類があります。

### (4) 審査期間・費用

出願から最初の審査結果の通知まで、平均約9か月かかります（2019年4月現在）。権利化を急ぐ場合は「ファストトラック審査」や「早期審査」という方法もあるので、詳細はご確認ください。

出願料は「3,400円＋（区分数×8,600円）」、登録料は「区分数×28,200円」、電子化手数料は「1,200円＋（枚数×700円）」です（2019年4月現在、電子化手数料は紙で出願等の手続を行う場合のみ必要）。

#### <参考ウェブサイト>

- 特許庁『事例から学ぶ 商標活用ガイド』  
[https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark\\_guide2019.html](https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark_guide2019.html)
- 『特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）』  
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>
- 『知的財産相談・支援ポータルサイト』  
<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/type.html>
- 知財総合支援窓口 WEB『知財ポータル』  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

#### <近隣の知財関連支援機関>

- 近畿経済産業局 知的財産室  
大阪市中央区大手前 1-5-44  
大阪合同庁舎第1号館3階
- 一般社団法人奈良県発明協会  
奈良県奈良市柏木町 129-1  
奈良県産業振興総合センター内

（吉村謙一）